

京都市地域包括支援センターの円滑な運営について (京都市地域包括支援センター運営協議会資料)

【協議事項】

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置している、いわば「地域包括ケア」の中核機関であるが、その役割を十分に発揮させ、円滑な事業運営を行うために必要な方策について協議する。

- 1 平成 19 年度実績について
 - (1) 相談件数
 - (2) 地域包括支援センター運営協議会（区・支所運営協議会）
 - (3) 地域ケア会議＜地域包括支援センター主催＞
 - (4) 養護者による虐待について
- 2 平成 20 年度運営方針について
- 3 平成 20 年度地域包括支援センター体制について
 - (1) 体制基準に単身高齢者世帯を追加
 - (2) 介護予防ケアマネジメント事業に係る実績払いについて
 - (3) 人員基準の変更について

1 平成19年度実績について

(1) 相談件数

	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容 別件数(延 べ)a	うち、 介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち、 虐待相談
4月	24,120	26,048	14,988	(57.5)	7,919	72
5月	27,174	28,976	17,011	(58.7)	8,371	50
6月	27,952	29,486	17,039	(57.8)	8,442	59
7月	29,062	31,117	17,572	(56.5)	8,744	51
8月	28,412	31,185	17,409	(55.8)	9,016	66
9月	16,987	18,702	8,953	(47.9)	7,167	63
10月	17,526	18,717	8,153	(43.6)	7,116	76
11月	16,807	18,267	7,933	(43.4)	7,065	77
12月	17,215	15,654	7,989	(51.0)	6,415	66
累計	205,255	218,152	117,047	(53.5)	70,255	580

*相談件数の中に事務連絡等も入っていたため、9月に相談件数のカウントの方法を変更した。

(2) 地域包括支援センター運営協議会(区・支所運営協議会)

- ・ 28回開催(19年12月末現在)
- ・ 地域包括支援センターの活動報告、関係者間の情報共有等を実施

(3) 地域ケア会議<地域包括支援センター主催>

開催状況	
19年度(12月末現在)	222回

- ・ 主に学区単位で実施(左京区と伏見区は、圏域単位で実施)
- ・ 60センター中、53センターで第1回目を開催済み(88.3%)
(19年度12月末現在)
- ・ 178学区中、111学区で第1回目を開催済み(62.4%)(19年度12月末現在)
※圏域で開催している左京区と伏見区の学区は除く
(左京区は7センター中7センター、伏見区は6センター中5センターで開催済み)
- ・ 主な構成メンバーは、地域包括支援センター、支援(支援保護)課、民生・児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会など

(4) 養護者による虐待について

(平成19年4月1日～平成19年12月31日)

			長寿すこやか センター	区役所・支所	地域包括支援 センター	合計
1	相談・通報 件数		9	84	182	275
		虐待認定内数	9	61	130	200
2	通報者等 (重複可)	被虐待者本人	3	7	27	37
		家族・親族	3	10	26	39
		職務上知り得た者	0	54	115	169
		その他(一般市民)	3	15	33	51
		小 計	9	86	201	296
3	虐待の種別 (重複可)	身体的虐待	2	46	92	140
		介護等の放棄等	2	23	41	66
		心理的虐待	4	18	48	70
		性的虐待	0	0	1	1
		経済的虐待	7	17	41	65
		小 計	15	104	223	342
4	被虐待者の 性別	男	1	10	35	46
		女	8	51	95	154
		不明	0	0	0	0
		小 計	9	61	130	200
5	居住状況	虐待者と同居	4	53	85	142
		虐待者と別居	4	5	41	50
		その他	1	3	5	9
		小 計	9	61	131	201
6	虐待者の 続柄 (重複可)	夫	1	8	28	37
		妻	0	5	9	14
		息子	3	28	52	83
		娘	2	12	19	33
		その他	3	10	33	46
		小 計	9	63	141	213
7	対応状況 (重複可)	事実確認	9	66	153	228
		措置入所等分離による保護	0	26	28	54
		面会の制限	0	3	1	4
		立入調査	0	0	0	0
		養護者の指導・助言	0	12	54	66
		権利擁護に関する対応	1	1	20	22
		小 計	10	108	256	374

※ 養護者とは、高齢者を現に養護するものであって養護施設従事者等以外の者を指す

2 平成20年度運営方針について

1 基本方針

ア 地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立

包括支援センターは、地域における総合相談窓口であり、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関である。包括支援センターの業務を適切に実施するため、その役割や機能を確認するための取組を継続して行う。

イ 地域における様々なネットワークの構築・支援

高齢者に対する様々な支援を実施するに当たり重要となる、社会資源の開発・活用や地域課題の把握、要支援者の早期発見及び情報の共有化等を円滑に行うためには、地域における高齢者をとりまく様々な関係者間の連携、協働が特に重要であり、包括支援センターはそれらの連携、協働が効果的に機能するよう、ネットワークの構築やその支援を行う。

ウ 権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うために、専門的・継続的な視点からの支援を行うとともに、虐待の早期発見、発生予防を可能とするネットワークを構築する。

エ 介護予防事業の推進

高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、本人の状態に応じた介護予防ケアマネジメントを実施することにより、要支援・要介護状態になることを予防し、また、要介護状態となっても悪化の予防、改善を図る。

また、地域の高齢者に対する介護予防の普及啓発に努めるとともに、介護予防を必要とする高齢者（特定高齢者）を多様な経路から把握し、支援への速やかな移行を図る。

2 重要取組事項

ア 地域包括ケアの中核機関としての役割・機能の確立

- ① 公正・中立性の高い事業運営の確保
- ② 地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営の実施
- ③ チームアプローチの確立
- ④ 専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上

イ 地域における様々なネットワークの構築・支援

- ① 地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援
- ② ケアマネジャーのネットワークの構築・支援
- ③ サービス事業者及び居宅介護支援事業者との連携体制の構築
- ④ 地域ケア会議の定期的な開催及び関係者の資質向上支援

ウ 権利擁護、虐待防止に関する支援体制の構築

- ① 早期発見・見守りネットワークの構築
- ② 虐待相談や困難事例に対する連携支援

エ 介護予防事業の推進

- ① 個別性や個性を重視した適切な介護予防ケアマネジメントの実施
- ② 介護予防の普及啓発
- ③ 多様な経路からの特定高齢者の早期把握・早期対応
- ④ 地域介護予防推進センター等との連携

3 平成20年度地域包括支援センター体制について

(1) 体制基準に単身高齢者世帯を追加

< 4 名体制 >

担当圏域内の高齢者人口が6千人以上または単身高齢者世帯が1,900世帯以上

< 3 名体制 >

担当圏域内の高齢者人口が3千人以上または単身高齢者世帯が950世帯以上

※ 高齢者人口は1号被保険者数

高齢者人口	3千人未満		3千人～6千人		6千人以上
単身世帯	950世帯 未満	950世帯 以上	1,900世帯 未満	1,900世帯 以上	—
人員体制	2名	3名	3名	4名	4名

※ 高齢者人口（1号被保険者数）・単身高齢者世帯については、平成19年12月末実績

< 参考 >

4名体制のセンター（㊹13箇所 ㊹10箇所 ㊹2箇所）

20年度	<u>音羽</u> , <u>西京・南部</u> , <u>向島</u> , 紫竹, 勸修, 唐橋, 花園, 常磐野, 西院, 下鳥羽, 醍醐・北部, 原谷, 市原
19年度	紫竹, 勸修, 唐橋, 花園, 常磐野, 西院, 下鳥羽, 醍醐・北部, 原谷, 市原
18年度	原谷, 市原

※下線部分が、新規4名体制センター

単身高齢者世帯加算該当センター（㊹ 1箇所）

20年度	下京・東部
------	-------

・委託料

基本委託料

2名体制のセンター	10,500,000円
3名体制のセンター	15,500,000円
4名体制のセンター	20,500,000円
介護予防普及啓発委託料	
1センター	300,000円

(2) 介護予防ケアマネジメント事業に係る実績払いについて

介護予防ケアマネジメント事業の一部である特定高齢者の新規ケアプラン作成について、実績払いを導入する。

【委託料】

特定高齢者ケアプランの新規作成について、作成件数に応じ、実績払いを行う。委託料は1ケアプランあたり4,000円とし、基本委託料とは、別に半期ごとに支払う。

(3) 人員基準の変更について

平成19年1月16日付け厚労省通知による「主任介護支援専門員に準ずる者」について、平成19年度限りで終了する見込みであることから、京都市地域包括支援センター人員基準についても変更する。ただし、委託料の返還については、主任介護支援専門員研修について年間実施回数が少ないため、返還基準を変更する。

☐ 京都市地域包括支援センター人員基準について(抜粋) 波線部分の削除

主任介護支援専門員

- ・主任介護支援専門員
- ・ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者
- ・平成19年度の主任介護支援専門員研修を受講することを条件として、すでに介護支援専門員現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）又は介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ及びⅡ）を修了し、かつ、介護支援専門員としての実務経験を有する者

*ただし、介護支援専門員専門研修については、長寿福祉課が認めた場合は、平成19年度の受講でも可とする。

☐ 地域包括支援センター専門職種の欠員等に伴う臨時的措置及び委託料返還基準について(抜粋) 波線部分の追加

専門職種の欠員等の期間が、欠員等が生じた日から起算して90日を超えた場合は、返還金の単価及び算定期間により算出した金額を返還すること。ただし、主任介護支援専門員に限り、以下の条件を満たす場合は、対象外とする。

- ・すでに主任介護支援専門員研修の受講資格があり、平成20年度の主任介護支援専門員研修を受講することを条件として、地域包括支援センターに常勤専従職員として勤務する者。